

平成25年9月定例会 県土整備委員会(付託)

平成25年10月9日(水)

[委員会の概要 危機管理部関係]

寺井委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。(11時36分)

これより、危機管理部関係の審査を行います。

危機管理部関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 徳島県新型インフルエンザ等対策行動計画の素案について(資料①, ②)
- 徳島県地域防災計画の修正の概要について(資料③, ④)

三宅危機管理部長

この際、2点御報告申し上げます。

まず1点目は徳島県新型インフルエンザ等対策行動計画の素案についてでございます。お手元に御配布の資料その1を御覧願います。

徳島県新型インフルエンザ等対策行動計画につきましては、今年4月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新たに策定するものでございます。

新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症は、病原性が高く、まん延のおそれがあることから、万が一発生すれば、県民の生命や健康、生活、経済活動に大きな影響を与えることが懸念されております。

このため、県行動計画では、新型インフルエンザ等対策を県の危機管理に係る重要な課題と位置づけ、政府行動計画と整合をとり、新型インフルエンザ等の発生段階に応じた対策を盛り込むことといたしております。

策定にあたりましては、医師、弁護士などの学識経験者から構成されます徳島県新型インフルエンザ等対策検討委員会におきまして、専門的な御意見をいただきながら、年内を目途に策定したいと考えております。

2点目は、徳島県地域防災計画の修正についてであります。

委員会資料その2を御覧ください。

災害対策基本法の改正、南海トラフ巨大地震に係る県独自の被害想定を公表したことに伴いまして、地域防災計画を修正する必要性が生じたものでございます。

まず、計画の構成といたしまして、各災害に共通する予防・応急対策・復旧復興の各項目について共通対策編に統合するとともに、個別災害につきましては、南海トラフ地震対策編をはじめ4編に整理いたしました。

また、大規模事故等災害対策編の中に新たに原子力災害対策を新設することとしており

ます。

2ページ目には、修正方針としまして、災害対策基本法及び国の防災基本計画の修正内容や県が作成しました震災に強い社会づくり条例、津波浸水想定及び被害想定(第1次)などの要素について記載いたしております。

2ページ目の中段から4ページにかけては主な修正の要旨を記載してございます。

また、5ページから6ページにかけては、今回新設する原子力災害対策の概要につきまして、記載をいたしております。本県は、原子力施設の立地県ではございませんが、福島第一原発の事故の際には放射能による農産物への影響が、本県にも及んだところであり、こうしたことから、原子力災害対応についての必要な事項を地域防災計画に追加するものでございます。

以上、御報告申し上げます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

寺井委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

児島委員

3分で終わります。今朝の新聞を見させていただいて、地元の方からも、問い合わせがあったわけですが、この中で、浸水地図の作成状況ということで、県におきましては、9月に暫定的な数値を示しておるわけでありますが、県からの津波の基準数値が示されてないために、新聞にありますように阿南市、美波町ではハザードマップの作成が遅れているということが報道されておったわけですが、まず、この津波基準水位というのは私も記事を見させていただいて、この中身が十分に分かりませんので、まず津波の基準水位というのはどのようなものなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

ただ今、委員から津波の基準水位とは、どのようなものかといった御質問でございますが、基準水位と申しますのは、東日本大震災以降、新たに示された概念でございますが、基準水位とは、津波浸水想定の水位、津波が建物等に衝突した場合にせり上がるわけなのですけれども、その水位の上昇高をプラスして算出した水位、つまり津波の高さでございます。特に、避難場所の検討や見直しを行う場合におきましては、国の指針におきましては、浸水深相当の2階以上、例えば、1階が浸水する場合には、2つ上の3階であれば、安全とされておりますが、基準水位が示された場合には、基準水位より上であれば、避難する場合、安全とされることとなります。つまり、基準水位があれば、この高さをもとにして、効率的な避難施設が確保できるということから、現在、県では10メートルメッシュの面積で高さ10センチメートル単位での詳細な基準水位の設定のため、作業を進めているところでございます。以上でございます。

児島委員

やはり市町村のハザードマップ作成のためには、今、御説明いただいた基準水位の点が必要となるということは理解は出来たわけですが、それではこのような状況でありますから市町村も急いでいるわけですので、基準水位について、県側からは、いつ頃公表していく予定なのかということをお聞きして終わりたいと思います。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

委員から基準水位について、いつ頃策定していくのかという御質問でございますが、県では地震対策行動計画におきまして、津波災害警戒区域いわゆるイエローゾーンの設定を今年度末に行うという目標を設定しております。この中で基準水位についても公表したいと思っております。現在、作業を進めているところでございます。

しかしながら、委員の御指摘にもありますように、地元の市町からは、ハザードマップの作成に正確な基準水位が必要であるという要望を踏まえまして、出来る限り作業を前倒しさせていただきまして、年内にでも基準水位が公表できるよう鋭意取り組んでまいりたいと考えております。御理解お願いいたします。

岸本委員

今の関連にもなるのですが、事前に配られました、県の地震対策行動計画の見直しについて2点ほどお尋ねします。

まず、1つは今の津波対策になります。その16ページに市町の津波避難計画見直しの促進ということで、平成25年度までに沿岸全市町で見直しということで、順調という評価になっておるわけですが、7月末に市町村ごとの被害想定が出されました。それによりますと、津波は沿岸部ということで、例えば、牟岐町でしたら人口に対して21パーセント、5人にお1人の方が最大最悪のケース、被害を受けて亡くなられる可能性がある。それから、美波町では31パーセント、3人に1人。それから海陽町では、25パーセントということで、4人に1人。小松島市では、11パーセントということで、10人に1人は津波で災害に遭われるという被害想定が出ています。そうした中で、行動計画の津波関連、身近な避難路・避難場所の整備の支援、避難タワーの推進ということで順調という評価を得ていますので、このことについて、この順調とした根拠、このように進んでるので、こう順調ですということについて、御答弁いただけたらと思います。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

ただ今、委員のほうから地震対策行動計画に位置付けております津波避難対策の進捗状況についての御質問でございます。まず、いろいろ項目ありますけれども、例えば、委員会資料137番、市町の津波避難計画見直しの促進といったところにつきましては、先ほども言いましたけれども、県では市町村の津波ハザードマップのもととなる津波浸水想定を昨年10月に制定、公表いたしました。それと併せまして、昨年の9月補正におきまして津波ハザードマップの作成等を支援する補助事業を新たに創設いたしました。そうしたこと

で、現在、すべての津波浸水区域の対象10市町におきまして津波ハザードマップの作成とか津波避難計画作成を進められておるといったことで順調とさせていただいております。

その他、身近な避難路・避難場所の整備、避難タワー等の整備の推進などにおきましても、現在、昨年度までやりました津波から命を守る緊急総合対策事業で地域におけるきめ細かな施設整備に対して助成をしておりますし、今年度につきましても、とくしまゼロ作戦緊急対策事業により、引き続き実施しておるということで、順調とさせていただいております。以上でございます。

岸本委員

それでは、今、児島先生からもありましたけれども、市町の津波避難計画の見直し促進については平成25年度までに沿岸全市町で出来上がるということですのでよろしいのですね。順調ということで今年度末には、沿岸全市町村でこれが出来上がるという理解でよろしいですか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

ここでは、平成24年度末の時点で順調とさせていただきました。今年度、市町におきましては、順次取り組んでいただいておりますが、すべての町が終えるかどうかというのは、現在のところ確認できておりませんが、順次、早急に策定するようお願いしてまいりたいと考えております。以上でございます。

岸本委員

それでは、7月末に、市町村ごとの被害想定が出されたあと、ここまでのどのような計画で打ち合わせが進んできて、全市町で計画が出来上がるのはいつだと、平成24年度までは順調だったけれども今年度で要注意ということに変わるのでですか。平成24年度は順調だったけれども、この上半期で順調から不調になったということなのでしょうかね。当初の予定では、平成25年度には終わるのでしょ、この計画は。その辺どうですか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

今回、平成25年度までに沿岸市町ですべて見直しをするとといったことを目標とさせていただいておりますので、まだ平成25年度末に向けて市町村とともに協力しながら、市と連携して達成できるように取り組んでまいりたいと考えております。

岸本委員

ハード対策は別としまして、この7月末に出されたその計画の中では、例えば、耐震化をすれば、何パーセント軽減というようなことで、いろいろ周知徹底すれば何パーセント軽減という計画になっていますよね。それによりますと、避難場所については、500メートル以内に避難する場所を確保できたら、物理的には知らなかったとかいろいろあるのでしようけれど、一応対策としては、取組ができるということになるのでしようけれど、平

成25年度末には、この辺位まで落とし込まれた計画は出来上がるのですか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

現在、私どもが身近な避難場所整備といった被害軽減効果を示しさせていただいたので、それをもとに地元の各市町では地域の実情に応じた対策を練られていると聞いております。特に、県南部におきましては高台等はあるものの、津波到達時間が非常に早いといったことで、まだまだ避難場所が足りない、あるいは平野部の広い吉野川北岸地域でしたら避難、津波到達時間はあるものの高台や近くに山がないといったことで逃げる場所が少ない。それぞれの地域の課題を落とし込んで、ワークショップ等を開いて、津波避難計画の作成が、各市町において行われると聞いておりますので、今回の被害想定を踏まえまして、県のほうも連携をとって地域の実態に合った避難場所の整備とかを盛り込んでいただくよう、指導、連携してまいりたいと思っております。以上でございます。

岸本委員

ハード対策はお金のかかることもありますので。平成25年度末といえ、なかなか厳しいところもあろうかと思いますが、ここにはこういうタワーを建てる云々というような計画を、平成25年度末までに進捗がずれないように、ぜひとも計画をしていただきたい。今、鋭意努力をしていただいているということですので、ずっと後追いでいきたいと考えております。

それから、もう1点この中で消防の関係で、消防団員の確保ということで、達成という項目があるのですけれども、これについての説明をお願いします。

野々瀬消防保安課長

ただ今、地震対策行動計画の中で消防団員の確保促進という取組に関しまして、評価が達成となっている内容について、御質問をいただきました。この消防団員の確保につきましては、様々な取組を行っておりますけれども、この行動計画の中で、特に消防団を支える地域づくりということで、消防団員を出しておられる事業所、ないしは消防団の活動のために、例えば、資機材の提供などの協力をされる事業所、こういった消防団協力事業所の表彰という制度を新たに作りまして、消防団を支える地域づくりをするというこの行動に対しまして、これが平成24年度に制度創設できたため、達成とさせていただいております。

岸本委員

それでは、今、市町村ごとになるのですかね。もうちょっと大きなエリアごとになるのか、消防団の今の団員の確保といったことからしますと、徳島県全体では100パーセントなのか、何パーセントなのか、またブロックごとには最大で何パーセントで、足りない所は何パーセントぐらいというようなことを教えていただけますか。

野々瀬消防保安課長

ただ今、消防団員数ですとか充足率についての御質問をいただきました。

ちょうど平成25年4月1日現在という数字が最近まとまりましたので、まず、県全体で申しますと、消防団員数は11,021名でございます。その充足に関しましてでございますが、この定数は消防団は市町村のものでございますから、各市町村ごとに定数を定めておいでになります。ただ、この定数の考え方につきましては、例えば、必ず出動できる方を少数精鋭にされるとか、いろいろその市町村によりまして定数の考え方は若干異なるのですけれども、定数全体で申しますと、11,818名ということになっており、11,021名に対しまして11,818名の定数でございますので、この充足率は93.3パーセントということになっております。それで、ブロックごとの傾向ということがございましたが、ちょっとブロックごとのまとめという形ではしておりませんけれども、各市町村ごとの数字がございまして、例えば、先ほども定数の考え方はそれぞれ違うと申しましたが、消防の未常備、つまりプロの消防のいないような、勝浦町になりますと、これは100パーセントの充足率という所もございまして、また、少ない所では85パーセントぐらいの充足率、そういった市町村もございまして、以上でございます。

岸本委員

今後、その団員の確保ということについて、課題であるとか、課題はなくても対応策といたことで、今後の取組状況について教えていただけたらと思います。

野々瀬消防保安課長

ただ今、消防団員の確保に関しての課題と、それから今後の取組について御質問をいただきました。課題につきましては、これは全国的にも言われておる状況なのですけれども、徳島県の場合でも、例えば、20年前の平成5年度でしたら、消防団員は11,663名ということですので、640名くらい減っておるということになりまして、長期的には減少の傾向です。これにつきましては、そもそも、プロの消防もできておるということもございまして、まずその社会経済の発展によりまして、それぞれ地元で農業や自営業なさっておられた方が、どんどんサラリーマン化して、また、昼間は地元で働いていらっやらないという、この社会経済の状況、また、人口の少子高齢化によって全体の人口が減っておるというようなこと、また、地域のコミュニティに対しての考え方の変化、こういった3点ぐらいが、消防団員の減少の原因とされております。

ですので、原因がこういった社会経済の変化といったこととございまして、特効薬ということにはございせんけれども、徳島県も大きく3点ぐらいの、確保といいますか、充実強化に取り組んでおります。1つには、現役団員の方の技術力の向上ということがございまして、2年に1回、県下全般でやっております消防操法大会や消防学校におきまして、幹部の方などの研修を行うといったこと。それと、先ほど申し上げました消防団を支える地域づくりということで、事業所等が協力してくださるような消防団を支える地域づくりをすること。そしてまた、将来的に消防団に入ってください方を確保するということ

で、ちょうど平成22年度から、未来の消防団育成事業のうちの少年消防クラブの育成支援ということで、先ごろ今年の8月に消防学校におきまして、少年少女消防クラブの交流会の西日本大会が開かれましたように、将来の担い手たる中学生や高校生、小学生を消防団または学校の皆様と協力して何らかの消防の知識や技術力を身につけていただきまして、将来の団員になってくださることことに向けて育成をする。この3つを推進しておりまして、これも今後とも市町村や学校、消防団、消防協会等と協力しながら推進してまいりたいと存じます。

岸本委員

あんまり時間がないんですね。

ぜひともですね、今、この団員数の3つの対策をおっしゃっていただきましたけれども、確保していただきたいと思います。それから、その消防に関連しまして、県庁消防応援隊の創設ということで、平成24年度、前年末なのでしょうけれども、要努力ということで、県庁の中に応援隊を作ると、これについてどうなのですか。今、努力が足りてないという結果になってますが。

竹岡南海地震防災課長

県庁消防応援隊の設置につきまして、行動計画において要努力となっている理由といたしますか、なぜ要努力なのかということでございますが、まず県庁消防応援隊でございますけれども、これの考え方につきましては、地震津波災害時に県庁舎を一次避難場所として避難して来られる地域住民の受け入れ、これを円滑に行うことにより地域の自主防災組織とも連携を図りまして、住民の安全確保、それと被害の軽減、県職員の防災意識の向上、こういったものを図ることを目的に設置を検討しているものでございます。この検討状況でございますけれども、地震津波の大きな被害が勤務時間中に発生したとき、この初動活動として、一次避難してくる地域住民の誘導、手助け、受入れ等を行うということを活動内容とすることを、今検討しているところでございます。ただ、この構成につきましては、関係する庁内関係機関、あるいは外部の自主防災組織、そういったところと調整をしている段階でございますので、平成24年度末の段階では、設置ができていないということで、要努力ということとしております。

岸本委員

ぜひですね、県庁の中でこうしようということで決めて、意識を統一したら、どんどん進めるものが要努力ということになっていきますので、率先して県庁からしていただきたいなと思います。残り1つはお昼からさせてもらいます。

寺井委員長

それでは、午食のため休憩をいたします。(12時03分)

寺井委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。(13時03分)

それでは質問どうぞ。

岸本委員

それでは午前に引き続きまして1点、消費者対策というのですか、本議会にも補正予算がちょっと出されていまして、お尋ねしたいと思います。公安委員会のほうでいろいろ聞いたんですけれども、最近、振り込め詐欺というのですか、それから類似詐欺ということで、徳島県は、この9月末で件数は少ないのんですけれども、被害額が倍ぐらいになっていると。特にその類似で投資の詐欺であったり、金融詐欺っていうんですか、ここでは金融詐欺っていうようなのなんですけれども、そうしたことで額が非常に大きいということ、それから全国的に件数も額も、被害が巧妙になってきているといった中で、本県の対策についてお尋ねしたいと思いますけれども、やっぱり注意喚起であったり、言い古されてはいますけれども、啓発が大事であったり、教育が大事であったりということなのなんですけれども、まずその被害の防止や消費者の教育の推進に関しての取組の概況っていうんですか、それを簡単に説明していただけますか。

掛田安全衛生課生活安全室長

岸本委員から消費の関係で、振り込め詐欺など高齢者が被害が多いということで、取組概要について御質問いただきました。まず今、詐欺関係の数値、被害額が2倍以上になっておるといようなことも御紹介いただきましたが、県の消費者情報センターのほうに寄せられている相談から見ても、高齢者の相談というのが増加傾向でございまして、中でも70歳以上ということで年齢を切りましたら、前年比で約6割増加しておるといところで、詐欺に限らず様々な消費者被害ということでも、非常に高齢者の被害が多くなっておるといことで、深刻化しておるといことが分かります。

また、そういう中で、消費者教育とか啓発というところでございますが、これまでの対策も含めて申しますと、まず相談者の声を聞くというところ、それでそれに対して適切に助言をするというところでございますが、これは県とか市町村のほうでもセンターを作ったりということをお聞きしております。そうした相談機能については、相談員等の資質の向上でありますとか、やっております。

それから、地域での活動としましては、くらしのサポーター、それからあと、消費者大 学校大学院といったような所で、地域人材の育成というのもやっております。それから、啓発的なものといましては、消費者まつりでありますとか、様々な啓発普及イベントの開催を行っております。こういった取組の充実を図りながら、特に今年度におきましては、消費者大学院でございますが、今までは単一のコースしかなかったんですが、専門教育コースそれと、実践教育コースというような2つのコースを導入したり、それからあと、四国大学とも今年7月には連携協定の締結を行って消費者教育の充実を図っていこうという取組を行っております。

また、年内には消費生活コーディネーター、これはくらしのサポーターさんの活動を支える役割をお願いしようと思っておりますが、その募集を開始したいと。それとあと、全体的な話として計画的に消費者政策の実施、特に消費者教育でございますが、それを着実に進めるために、消費者教育推進計画というのを年度内にも策定したいと考えております。こういう取組を進める中で、消費者被害の防止、それとあと小さい時から、幼少期からの消費者教育というようなこともやっていく中で、当然、教育関係とか福祉関係の機関、関係団体はもとより、民生委員さんとか先ほど申しましたくらしのサポーターという、日々のくらしの安全安心を支える地域の方々の協力をいただきながら、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

岸本委員

ありがとうございます。今の取組の計画を進めていっているといった中で、今議会の消費者行政推進費、これはどのように今の中では使われていくんでしょうかね。

掛田安全衛生課生活安全室長

ありがとうございます。今回9月補正予算に出ささせていただいておりますのが、消費者力向上事業ということで、168万円をお願いしておりますところでございます。これにつきましては先ほども申しましたような、高齢者の被害が多くなり、深刻化しておるといふようなところを受けまして、シニア層、60歳、70歳以上というところで、追加的に啓発講座をしたいなということで、県内の3圏域で開催しようということで、事業を組ませさせていただいております。それでただ、単なる啓発の講座をするだけではなくて、消費者大学院卒業生などの地域で活躍されるほうの人材、このような方をスタッフにお迎えして、地域密着型といいますか、地域参加型といいますか、そういう形で実施したいと考えております。

この事業によりまして、シニア層の被害防止というのは当然でございますが、地域人材の参加によりまして、地域の消費者活動の活性化、それに向けた県民の気運醸成、そしてあと、事業の企画運営の中で実際に企画運営をしていただくということで、地域リーダーとしてのスキルアップというような、様々な効果につなげていきたいと考えております。以上でございます。

岸本委員

先ほど御答弁いただいた中で、この消費者教育推進計画を年度内に作っていききたいということで聞いたわけですが、国のほうで消費者教育推進法というのが、昨年の暮れに施行されたと聞いてます。県のほうでもそれに呼応して、その計画を作っていききたいということなのですが、その概要をそれから平成25年度と言ったら3月でよろしいのでしょうか、その辺の概要とスケジュール感をちょっと教えていただけますか。

掛田安全衛生課生活安全室長

消費者教育推進計画についての御質問をいただいております。これは今お話いただきま

したように、いわゆる消費者教育推進法が昨年12月施行されまして、そのあと、それぞれの県で計画を策定するための踏まえるべき指針といたしまして、本年6月末でございますが、消費者教育の推進に関する基本的な方針というのが国のほうで閣議決定されております。その後、国の説明会等が行われてきたわけなのですが、このような中で県においては、これまで消費者基本条例、これで基本的な方向性が示されて、あと消費者基本計画もございます。それに基づいて施策を進めてきておるといったところでございますが、なお一層計画的かつ効果的に消費者教育を進めていきたいというところで、今年度内に消費者教育推進計画を策定したいと考えております。

それでスケジュール的なことで、これから年度末にかけてまして、期間は短いところでございますが、消費生活審議会でありますとか、こちらでもっております審議会のほうで、いろいろ御意見をいただきながら、中身を検討してまいりたいと考えております。今、私どもで考えておりますイメージといたしましては、先ほどからございましたように、シニア層の消費者被害の防止とそれからあと、自立した消費者ということで育成していくということを考えますと、小さい頃から成長段階において、一生全体で考えますと、ライフステージに応じた消費者教育の展開をしていきたいという大きな2つがございますが、その他にも南海地震のリスクも言われておる徳島県でございますので、大地震の時に、大地震とか非常時の時に冷静な判断行動ができるというようなことも、ある意味で消費者としての行動として求められるというところなんです。それからあと来年度全国共通料金制度というのがございます。これで、悪質な訪問販売業者が徳島県に来やすくなったりとかいうマイナス面も一部考えられるかなと思いますので、そういうところにも配慮といいますか、そういう点も加味したような、そんな計画になればということで考えております。

ということで、今後内容に関する検討を進めてまいりたいと思ひまして、できるだけ早い時期に県議会の御意見もいただきたいと思ひますので、またよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

岸本委員

ぜひとも今年度、完成させていただきたいと申しておいて、終わります。

岩丸委員

私のほうからは先日、私どもの会派で釜石市を視察をさせていただいて、以前、確か8月ぐらいだったと思うんですが、釜石市の山崎危機管理官ですか、こちらにおいでいただいているいろいろお話をお伺いしたということもあって、また、その担当者の方も含めていろいろと勉強をさせていただいたという点、それから、その中で地域防災計画ということについていろいろな見直しがあったんでないかなということもあって、そちらのほうから何点か御質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、今日最初に報告事項で、徳島県地域防災計画の修正の概要ということで、特にこの原子力災害対策編というか、原子力対策を防災計画の中に含むという御報告がございました。既に打ち出させていただいていたのですけれども、今までは一般災害対策編というこ

とで、この風水害から始まって、海上災害とか航空災害とかいうのがここに全部入っていた。それから、地震津波対策、災害対策編ということでこれ1冊ということが、これがまあ、これとこれのいわゆる共通対策というのがポツと抜けて、1つの編になる、それからこれがいわゆる地震津波災害の中で、南海トラフと直下型地震にこう2つに分かれた。この中であった風水害から、各海上災害、航空災害の中で、風水害が1つ抜けた。

それとあとは全部まとめて、それに原子力を含めて大規模事故災害になったと、これはこういう解釈で良いのかなと。それには資料編がついたということで、これもこれだけ厚かったら、なかなか大変やなと思っていたら、非常にきちっと素早く対応できると。しかしながら、いろいろと見直しがどんどんくるので、こんなに打ち出していっていたら、大変なことになるなと。いわゆる、県のホームページとかの中にある分で、いろいろ変わっているのかなと思うのですけれども、そういったことも含めて、これが最初にできたのは、見ていたら昭和38年に、1番最初の地域防災計画が作成されたということで、見直し等々、特に大きな見直しというのは大災害が起こった時かなということで、阪神淡路大震災の時に、それからこの間の東日本大震災、その中でちょくちょく台風災害で大変大きな被害が出たということもあって、見直されたと理解しているのですが、そういったことで良いのかなと思います。

その中で特に今日は釜石市を訪問したことに基づいて、特に津波に関する防災計画の見直しという点で何点か。その東日本大震災で得られた教訓と言うとあれなのですが、いろんな課題があったのかなということで、そういった中で何点か質問をさせていただきたいと思います。特に山崎危機管理官がおっしゃるに、一番のポイントは、いかに津波が起こった時に逃げるかと、いわゆる命が助からないことには、あとに避難所の運営の課題とかいろいろあるのですが、たちまち死んでしまったらどうにもならないということで、いかに命を助けるかがまず一番だという話でございました。

そんな中で、特に釜石市の場合は湾口防波堤っていうんですかね、すごい防波堤があるということで、ある程度みんな、まず普通の津波なら心配ないなということだったので、最初に地震が起こって気象庁なりからの情報で、災害無線で言われたのが、3メートルの津波が来ますよということで、それだったら大丈夫だということで、まず安心した。そうしたら、直に続いてもっと大きい6メートルですよ。まあそれでも大丈夫だということだったということで、やはり最初のアナウンスというか情報の伝達について非常に大きな課題が出てきたなと。それで、いよいよあったら、10メートルの防波堤を越えるような津波が来るぞという時には、もうちょっと遅れた、逃げ遅れたという方も出たともお聞きしましたがけれども、そういうことに関して特にこういう見直しとか、いわゆる詳細のことについては、各地区地区によって状況が違うので、それぞれの市とか町の計画、逃げる段取りとかということになるかとは思いますが、それに対して県のほうがどのようにバックアップするかということも含めて、県の見直しについて、まずは、情報伝達のあり方について、どのように見直したかをお聞きしたいと思います。

竹岡南海地震防災課長

東日本大震災の教訓を生かして、津波避難対策について、地域防災計画はどのように見直したかという御質問でございます。地域防災計画は防災対策の基本となる計画でございます。県の地域防災計画につきましては、東日本大震災の教訓と課題を踏まえまして、昨年6月にその第1弾の改正を行ったところでございます。議員御質問の住民への津波の情報伝達について、どのように規定したかということでございますが、まず気象庁では東日本の際、住民の避難が最初の情報に基づき遅れたという部分がございます。気象庁では本年3月から、この津波警報を変更し、東日本大震災クラスの地震が発生した場合は、巨大という表現に改善し、住民に避難を促すという表現になったということでございます。

また、地域防災計画におきましても住民に確実に情報が伝達できるように、伝達手段の多重化、多様化を津波対策編の避難対策の充実の中の津波警報の伝達という項目の中に新しく盛り込んだところでございます。内容につきましては、住民に確実に情報を伝達できますよう防災行政無線、全国瞬時警報システム、J-ALERT、ケーブルテレビあるいは市販のテレビ、ラジオ、コミュニティーエフエム放送になっておりますけれども、それから携帯電話、昨今、みなさんは携帯をお持ちでございますが、緊急速報メール機能を含んだ携帯電話等を利用して、仮に防災行政無線が機能しない場合でも、そういった様々な手段を使うことにより住民の方が確実に避難できるようにというような内容を防災計画の中にも盛り込んでございます。

岩丸委員

続いていわゆる防災無線が停電で使えなかったということがあって、それに対しての対応というのを今お答えいただいたようでございますけれども、何メートルの津波というのが、例えばこの東日本大震災だったら巨大ということですけども、ちょっと聞き洩らしたんかも分からないのですけども、ランクっていうか、何段階というかどういう表現になっているのですか。ああいうやつだったら巨大、普通の地震や普通の津波はどうなっているのですか。例えば1メートルとかぐらいまでの津波だったらとか、その辺りはどうなっているのか。

竹岡南海地震防災課長

今般の気象庁の津波警報に対する改正でございますが、この数値での部分で言いますと、1メートルの津波注意報であれば、こういう表記はないのですけども、例えば、1メートルから3メートルということになりますと、「高い」という表現でございます。3メートルを超えますと、「巨大」となります。

岩丸委員

わかりました。では、いわゆる高い津波と巨大と、2種類くらいということですね。それと、もう一つは、やっぱりこの、素人というと、ちょっと語弊があるのですけども、防災無線で流している方、アナウンスしている方がやっぱり何て言うか、いわゆる避難してくださいという口調というかね、そこら辺のまあ言ったら要請というか、それらも非常に

大切なもので、これなんかは言ったら、それぞれの市とか町とかの訓練になるのかなと思うのですが、そこら辺の県からの指導というのはどのようになされているのかな、なされていないのかな。

竹岡南海地震防災課長

津波の警報、あるいは津波の避難勧告・避難指示に対する、いわゆる住民に対する表現とか伝達内容について、どうなっているかという御質問かと思いますが、これも、地域防災計画、先ほどの津波避難対策の中で、津波警報や避難勧告等を住民に周知し、迅速かつ的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容について、あらかじめ市町村のほうで検討しておくものとするという文言を入れております。これはそれぞれ市町村のほうで、どのような形で、地域に応じて、迅速な避難をするかということをお考えいただきまして、津波避難対策を講じることができると考えております。

岩丸委員

そういったことも含めて特に情報の伝達ということ、まず、発災した時に、一番大切なことかなと思いますので、お願いしたいと思います。それから、避難行動とか避難誘導といった点からいいますと、役場の職員とか消防団員の多くの方が、避難や救援に当たったために逃げ遅れたということも大変多かったと思います。先ほど、よく言われておりますけれども、アナウンサーの方が最後まで、逃げ遅れたというような事例もありましたけれども、そういったことに関連して、また、役場へ出勤している方とかが、役場の前へ集まった時とかに、あんまり避難という意識がなかったという事例もあったようなのですが、そういったことを踏まえて、どのようにそれを反映して見直されたか、お答えいただけたらと思います。

竹岡南海地震防災課長

避難誘導體制につきまして、どういう形で取り組まれたのかということでの御質問でございますが、これは同様に地域防災計画の中の避難誘導體制のところでございますが、消防団員、水防団員など、それから先ほどお話ありました市町村職員の方の対応、防災対応や避難誘導に当たる者の避難を回避するため、津波到達時間内の防災対応や、避難誘導にかかる行動ルールを定めていただくという内容でございます。具体的には水門樋門の閉める問題とかありますけれども、そういったものは水防計画等でそういった形で行動ルールを定めておるといった状況でございます。

岩丸委員

当然、いろんな避難指示とか方法とかを改善するとか、自分自身が助かるためにいかに逃げるかという意識付けが大切なのかなと思いますけれども、これまでこういった中でいろんな議論が行われる中で、その避難する場所が被災したとか、避難路等の詳細について、これは市とか町がいろんな、津波高の想定等によって、今対応はしているのだろうとは思

うのですけれども、ぜひそういったことも含めてやっていただきたいなと思います。その中で特に、率先避難企業とか、このようなことがこの間の一般質問等の議論の中でもありましたけれども、実は、私自身も、ちょうどあれは何年になるのかな、2010年ですか、東日本大震災の起こるちょうど半年くらい前の定例会で、率先避難者の要請ということで、質問をさせていただいたこともあるのですけれども、率先避難企業は別にして、率先避難者の養成育成ということで、現在、どのような状況かということも、少し教えていただけたらと思います。

竹岡南海地震防災課長

議員御質問のとおり、東日本大震災では釜石の奇跡と呼ばれる、群馬大学の片田教授の指導を受けた児童、生徒が率先避難というのが、児童、生徒を始め多くの住民の命を救ったと認識しております。育成、率先避難者の育成という、防災教育の中で、そういう意識醸成を含めて取り組まれておるとは思いますけれども、私どもの地域防災計画の中にも、その率先避難という部分で、昨年6月の第1弾の修正の中ではこの率先避難にかかる項目を数点盛り込ませていただいて明記をさせていただいてございます。その中身につきましては、強い震度、これは震度4程度以上になるとは思いますけれども、それを感じた時、または、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じる時は、迷うことなく迅速かつ、自主的にできるだけ高い場所に避難するでありますとか、自ら率先して避難行動とることが他の地域住民の避難を促すとか、それから、2波、3波等、後続波が大きくなる可能性があること、また、数時間から場合によっては一日中継続する可能性もあること、そういった内容も含めまして、これを当然、平常時の広報とか、あるいは防災教育の中に生かしていただけますよう防災計画の中にも新たに盛り込ませていただいたところでございます。

岩丸委員

そのように地域の防災計画等々についても、いろんな修正もなされておりますし、また、いろんないわゆる課題等についてもそれぞれ対応されているということでございまして、企画等々については、素晴らしいというか、当然、県としては、ある程度、全体的な話になるのではないかなと思うのですが、それぞれの地区では、それぞれの地区に合わせたような詳細な計画もできていると思います。しかしながら、その計画ができて、やはり、さあ、いざという時に、いかに動けるかというのは、やっぱり訓練が一番重要でなかろうかなとも思うわけでありまして、県の防災訓練、この間の9月1日の分については、台風等で延期になって、今年度中にというように、例の一般質問の中にもございまして、実施するということでしたけれども、ぜひ、いろんな課題、多くの事態というか状態を想定しての細かな訓練というのも、自主防災組織等々を中心にして、しっかりと今後ともやっていただきたいなと思うわけでありまして。

そんな中で1つ言われたのが、釜石のちょっと北になるのですかね、宮古市のある地区が、これも海岸の小さな集落らしいのですけれども、そこは防潮堤がないらしいのですね。

その住民の過半数がいわゆる高齢者ということで、大変な地区だったのですが、日頃からの訓練であるとか、地域のつながりも強いのではないかなど。私自身も、ぜひ、一遍お聞きしたいなと思うのですけれども、人的被害がゼロだったということでありまして、ぜひそういったところも参考にさせていただいて、そこがいかにも、常日頃訓練していたかなど、ちょっとお聞きしていたら、あそこには誰がおって、あの人には誰と誰が対応してとか、そういう細かなことまで、決めてあったらしいのですけれども、ぜひ、そういうことも含めて訓練に励んでいただくように、県からもいろんな指導をお願いしたいなと思います。

それから、これを見ている中で、海岸の津波ということで見ますと、私自身の地元の話では、地元の中に行き、いろいろ話をする中で、そういう意識は、ほとんどないわけなのですけれども、この地域防災計画の中で、急傾斜地の予防対策というのがありまして、これはここで質問することではなく、県土整備部のほうかなとも思うんですけれども。ここで、特に危険度が高い急傾斜地の崩壊予防対策で、人家が5戸以上ある崩壊危険箇所は、2,097か所あるとか、1戸から4戸くらいまでの所でも、7,847か所あるというのが、ここに出ているわけです。それから指定されている所で、449か所ですか。それでそんな中で特に危険度の高いというので、クラックのある崖であるとか、オーバーハングしているというの、全部連記されているのですけれども。たちまち私の地元の役場へ、いくら上がった所くらいかな、1,000メートルくらい行った所、役場まで大方4キロメートルくらいあるのですけれども、1キロメートルくらい上がった所に、もろにオーバーハングしている崖がありまして、それからそのオーバーハングの崖の横の斜面というのは、クラックだらけで徐々に穴が空いてきているような所もあるのですけれども、そういう所はいかにも把握して、いかに対応していくか、こちらのほうでは、これはあまり関係ないですかね。県土整備部のほうになるのですかね。もし、そういうことについて、見解を言っていただける方がおいでたら、お願いしたいなと思います。

寺井委員長

小休止しましょうか。できますか。できなければ、小休止します。

明日、県土整備部関係の委員会がありますので、もっと詳しく聞けるとお思いますので。今日はもうそれで。岩丸委員どうぞ。

岩丸委員

分かりました。今、いろいろ御説明いただいた中で、私自身も地元等々についても調査して、またいろいろと対応をお願いしたいなと思います。先ほど申しましたように、やはり、訓練の重要性というか、まず、命が助からなければいけないと、そういう観点からのいろんな訓練を切にお願いして質問を終わりたいと思います。

重清委員

津波関係について、何点かお聞きしたいと思います。午前中に、児島委員さんから、津波基準水位の件について、今年度に公表するということなのですけれども、浸水に対しても、

10メートルメッシュとかいろいろとあるようなのですが、どのような公表をするのですか。地形が出るのと違うのですよ。これによって、沿岸から10メートルの所、100メートルの所、1キロメートルの所、そういうのを、きちんと出して公表してくれるのか。それと、もう一つ、うちの沿岸部は山に逃げますので、山の場合は、どのように計算して出してしてくれるのか。傾斜があったら、その分上がると思いますが、そういうところで、きちんとしたものを出してくれるのか。どういう公表の仕方をするのか。聞いていてちょっと分からなかったのですけれど。お願いいたします。

金井南海地震防災課とくしまゼロ作戦推進室長

基準水位の公表の仕方についての御質問でございますが、基準水位は午前中に説明しましたが、建物や地形によってせき上がる部分を、浸水深にプラスした高さでございます。これにつきましては、建物の密集度合に合わせまして、幾分せき上がる所、あと津波の速度とのからみによってせき上がる部分を浸水想定に加えていくのですが、10メートルメッシュで加えていきます。それで、今の浸水想定区分が、1センチメートルから30センチメートル、30センチメートルから1メートル、1メートルから2メートル、あと5メートルまでは、1メートル刻みとなっております、5メートルを超えますと、5メートルから10メートル、それから10メートルを超える所は10メートル以上といった、大雑把な区分、5メートルを超えると特に5メートル刻みの大雑把な区分となっております。そういうこともございまして、今回、基準水位というのは、そういったせき上げもプラスした、津波の高さを10メートルメッシュで10センチメートル単位で公表していこうと考えております。

それから、委員が御指摘の、山に突き当たった場合、更にせき上がるのかということでございますが、今の津波水位想定で山に突き当たった所というのは、もうエネルギーがこれ以上、上がらないというゼロの所で想定しています。それ以上はまた、山に上がらないと、真上から見た時の区域はこれ以上増えないと考えております。以上でございます。

重清委員

1つずついきます。1センチメートルとかで公表するのやけど、それを10メートルメッシュで出す。この地域の数値について、どういう出し方をするのが分からない。さっき言ったように、100メートル沿岸部の所も同じ湾内で、ここだったら、まあ大体3メートルですか、今の浸水深から上げた方がいいのは。今はまだ計算してない、単純な計算じゃわね。というのを、ここで出すのかと、ここでだったら何メートル上がるのかという、全部細かくして公表するのかどうかを聞いているのですよ。

金井南海地震防災課とくしまゼロ作戦推進室長

現在の浸水想定につきましても、10メートルメッシュで浸水高を出しておりますが、今回出しますのも同じような10メートルメッシュで、この地点は、例えば5.5メートルとかそういった細かい数字、せき上げをプラスした津波高を出していこうと思っております。以上です。

重清委員

これが今年度というけれど、そしたらそれは、今、単純に言ったら明日来るかも分からないという時に、計算してもし建物を逃げるとか、避難所の山のほうに逃げるという時は単純に計算したら、ここだったら2階分ってあるけれど、これは1階分の、3メートルで計算して、それ以上の避難の浸水域、ここまできるといって、3メートル余分に逃げて計算したら良いのですか。

金井南海地震防災課とくしまゼロ作戦推進室長

どれくらいせき上がるかにつきましては、今、計算中でございますけども、内陸部に行くほど、津波の流速がぐんと弱くなりますので、今思っておりますのは、1メートルとか2メートル、3メートルくらいの部分では、あまりせき上げはないであろうと。10センチメートル、20センチメートルと若干はあるのしょうけども、そう考えておまして。ただ、湾に近い所は、議員御指摘の10メートルとか、かなりせき上がる可能性はあるかなと思っております。まだちょっと計算中でございますので。

重清委員

先ほどイエローゾーンと言っていたけれど、レッドゾーンは県にはないのですが、その辺りも出してくれるのですね。

金井南海地震防災課とくしまゼロ作戦推進室長

この基準水位と申しますのが、津波防災地域づくり法に基づきまして、それに準じて県が公表できるとなっております。なおかつ、イエローゾーンといいます津波災害警戒区域、これにつきましても、基準水位と合わせてその区域を公表することによって、市町村の避難計画とかに役立てていただくということで、それを年度内には、策定、公表したいと考えておまして、特に基準水位につきましては、午前中に言いましたけども、年内にできるよう前倒ししてみたいと考えております。以上でございます。

重清委員

海部郡の沿岸部は、イエローゾーンという解釈でいいのですか。これで出してくれるということですか。イエローゾーンで出して、うちの所は、本当はレッドゾーンやけど、そこがどうなるか分からないから、聞いているのですよ。

金井南海地震防災課とくしまゼロ作戦推進室長

まず、津波浸水想定というのが、1つございまして、それにつきましては、皆さん御存知のとおり、津波が1センチメートル以上来る所のエリアでございます。なおかつ、イエローゾーンと申しますのは、津波から住民の避難を確実にするといった趣旨に基づきまして、そういった浸水区域の中で、ここはイエローであると、住民の避難を確実にするために、市町村の防災計画、避難計画に生かしていただくということで、県が設定する区域

でございます。以上でございます。

重清委員

それと、最後に、沿岸部からみんな山に逃げる。ここで、津波高が少しも上がらないという計算について、建物が沿岸部と同じような位置にあるのに、山ではそれが吸収されると、どういう理由でやるのですか。ちょっと分からないのですけれど。北海道から何から言ったって、30何メートルはね上げたとか、傾斜が絶対上がるじゃないかと。そういうのを上がらないと言うのは、どういう理由か、理屈を教えてくださいませんか。

寺井委員長

小休いたします。(13時46分)

寺井委員長

再開をいたします。(13時47分)

金井南海地震防災課とくしまゼロ作戦推進室長

今、委員から、山の浸水区域が、これ以上、せき上がらないのか。上がるのではないかとといったことなのですけれども、今の浸水想定といたしますのが、今の地盤高がどれぐらいの深さの津波がくるかということで、山の地盤の高さに沿って、津波が遡上していく。遡上する最高点を浸水想定区域としております。つまり、山に沿って遡上していく最高の所というのは、もうこれ以上せり上がらないという、エネルギーゼロの地点でございますので、そこについては、せり上がらない。ただし、あの基準水位で言いますと、建物とか建っておる街中でありまして、まだ遡上している最中ですので、いくらかせき上がるということでございます。

重清委員

言葉が足りなかったです。裏山です。山の奥に逃げるのとは違うのですよ。沿岸部の人は、自分の裏山に逃げるのですよ。そこで来るか来ないのか。建物が同じように近くにあるのに、そこは、はね上がっていくのに、同じような高さの山に逃げておいて、どうしてはね上がらないのかということを知っているのですよ。なんでゼロになるのか、建物もゼロでないかと。来るのだったらここでも、やはり想定している所が、3メートルぐらい余分に上がりなさいと言って、それは違うのですかという質問ですよ。それがなんで一緒なのかという。うちら海岸線に住む者は皆、海岸のすぐ近くの裏山へ逃げるのですよ。この方向で大丈夫なのかという話で、そのはね上げを計算しなくてもいいのですかということですよ。

金井南海地震防災課とくしまゼロ作戦推進室長

現在の津波浸水区域と山に当たっている所というのは、どこまで遡上する最高の地点に

なるかというのを想定しておりまして、せき上げといえますか、遡上する、上っていく最高地点という標高の場所を指しております。だから、もうこれ以上は、せき上がらないということを想定した浸水区域としております。以上でございます。

重清委員

山の避難所は、どこにするか分からないと。浸水区域を先に出してしまったのだろう。それから住民の人がみんなこの高さに逃げるのかという避難所を作ったのに、そこは最初から想定していたなんて。それだったら、県の職員は、これを出した時にどれだけ歩いたっていいのか。分かるわけないやないか。言っている意味が分からないのか。

寺井委員長

小休します。(13時50分)

寺井委員長

再開します。(13時54分)

金井南海地震防災課とくしまゼロ作戦推進室長

基準水位の高さについての御質問でございますが、私、先ほど津波の流れが全くゼロになる地点、山とかに到達する場合は、これ以上せき上がらないということを行いましたけれども、地形によりましては、山裾を通りながら速度がゼロにならない地点もありますので、その山裾については、せき上げがあるということで、今回、計算していく際に、基準水位を新たに設定して、公表してまいりたいと考えております。

重清委員

そうしたら今、住民が考えないといけないところは、そんな山奥ではない。実際、美波町でも一緒ですよ。由岐町の湾の所へ避難所を建てているのだから、じきに湾から来るのだから、そこがどうなるかをみんな知りたいのですよ。みんなそういう所にありますので。そんな山の奥に避難所を作っているわけがないのだから。そこらが同じ条件だったらそういう考えでおってくださいと、それについても、「もうすぐしたら公表します」と言うのであれば、分かります。最初の答弁では分かりませんでした。それで、上がるということでもよろしいですね。逃げる住民は、ある程度、ここからあと3メートルくらい、もしかしたら、駆け上がって、上へ逃げてくださいという計算でおったらよろしいのでしょうか。

金井南海地震防災課とくしまゼロ作戦推進室長

委員御指摘のとおりでございますが、場所によれば、津波の速度がゼロの所は、これ以上せき上がりませんが、山裾であっても流速が残っている所は、多少のせき上げがあるということで、今後、基準水位を正しい基準水位を計算しまして、いち早く県民の方に公表できるようにさせていただきたいと考えております。以上でございます。

重清委員

すごい避難タワーが、今、海部でも大分建てられたのですけれども、ちょっと高さが足りない所がたくさん出てきていますけれども、また、今の高さで建てるのですけれども、これは津波に対しての強度です。橋とかであったら強度の計算もいろいろあるのですけれども、津波に対しての強度はどのように検査なりをしているのか。いろいろ継ぎ足したら良いという業者もいるのですよ。津波に対しての強度はどのように計算していつているのか、どのように許可を出していつているのか、どういうシステムになっていますか。

金井南海地震防災課とくしまゼロ作戦推進室長

津波避難タワーの安全性に関する設計を、どのようにしているのかということでございますが、津波避難タワーにつきましては、津波避難ビル等に係るガイドラインを準用しまして設計されております。設計におきましては、設置位置の浸水深、深さでございます。あと設定される震度、揺れなどに基づき、施設が安全に機能するよう設計されております。特に津波に関しましては、御指摘のとおり、想定される水圧、及び流速、津波の力などを考慮して設計されておりますし、特に重要となります、津波の圧力、波圧というのがございまして、それにつきましては、想定される浸水深の3倍の水圧が構造物にかかるということとして、設計されておまして、そういった3倍の余裕度、つまり十分な安全性をもって確保していると考えております。そういう設計になっておると聞いております。以上でございます。

重清委員

宮城県や岩手県を見て思ったのが、鉄骨が折れ曲がって、水圧だけでなく、コンクリートから車から、いろんな物が構造物にぶち当たってくると。とんでもない威力があったと。建物自身も曲がっておりますけれども、それで大丈夫なのかなと。住民のみんなが、避難タワーに逃げて、それで本当に津波に対しての強度は大丈夫なのかと、地震に対しての強度はあると思いますけれど、津波に対してかどうかと、そこらもはっきりとした強度を出してほしい。まだまだあれだけ作って、みんながそこへ来る、命をかけて逃げてきますので、上がったわ、倒されたわでは、話になりませんので、そこらの強度を本当に確実に調査していただきたいと思います。どうですか。

金井南海地震防災課とくしまゼロ作戦推進室長

津波に関しては、先ほど申しました設計条件に応じた設計がされておりますし、また、先ほど東日本大震災を含めて、漂流物の話もございました。そういう漂流物が想定される場所には、タワーの周囲に漂流物を防ぐ支柱を建てるといったような工法もございまして、その辺も勉強させていただきまして、安全な津波避難ビル、避難タワーの設計のあり方というの、十分勉強させていただきたいと考えております。以上でございます。

重清委員

よろしく申し上げます。

それと、あと地元では、高齢者の人達とかが、前の南海地震の時は、ここまで来なかったと、それはやっぱり油断です。それと、高齢者の人はそんな高い所まで逃げられない、私らはもう逃げないという諦めがあるのです。この2つを無くさない限り、絶対に死者ゼロにはならない。それでもやっぱり、どうしても逃げるのだと、そこまで行った人は絶対に助けてほしいのです。高齢者の人を15メートルの所まで上げてほしい。いろいろ施策を考えてほしい。

今回、初めて本当に良いものを調べてきてくれました。四万十市にある、階段にゴンドラが付いたみたいなので、人力で停電になっても上げられるようなやつ。これを1度、見に行こうと思って。高齢者の人たちに、この階段を駆け上がれと言っても、上がれない。だから、途中で全部止まるのです。

釜石市や宮城県であった、岩手県であったのもそうです。狭い。うちの避難路も狭いです。そこにみんなが行ったら、絶対に途中で止まるのですよ。それは避けたいし、上へ上がれない人をどのようにして上げるのか、おぶって上げるのか。今、四万十市でいろいろと、これはまた改良したりとかいろいろしないといけないのやけど、そういうのを本当にやったら、あそこの地域は、避難タワーに行ったら助かります。確かに。でも、これは、何人上げられるか、上の方は、どれだけ人力がいるか、いろんな研究を、まだしないといけないのですが。これ1つだけじゃなしに、こっちにも付けられないかという、いろんな研究をしないといけないのですけれど、やっぱりこういうものを探してほしいな、検討してほしいなということを、強く要望しておきます。これは、ぴったりですよ。確かに、これがここまで活用できたら。高齢者といったら、なかなか上がれないです。15メートルなんていったら、5階です。5階を一気に津波が来ている時に、上に上がれといっても絶対にこれはなかなか難しいです。そこら高齢者や弱者に対しての対策を県も一緒に考えてほしいなど。これはよく見つけてくれました。私は近いから、また四万十市へ行ってきますけれど、こういうのは、他にもまだいろいろ研究していると思いますので、また探していただきたいと思います。要望して終わります。

庄野委員

動物愛護の関係でお聞きしたいと思います。私も家でかわいいワンちゃんが、一緒おるのですけれども、本当に非常に癒されるペットのことです。

先日9月23日に、神山町にございます動物愛護管理センターに、愛護の集いがございまして、私も出席させてもらったのですけれども、動物愛護管理センターを拠点として、愛護の思想を県内各地に広めて、本当に御尽力されていることに対しまして、深く敬意を表する次第でございます。

それで、実は、この9月から、新しい動物の愛護及び管理に関する法律というのが改正されました。この中身につきまして、やっぱり県民の皆さん方にも知っていただくという見地から、この改正動物愛護の法律の特徴的な点、改正のポイント等について、若干お聞きをしたいと思います。

東城動物愛護管理センター所長

庄野委員からの御質問でございます。本年9月1日から、動物愛護管理法が改正されまして、施行されております。それで、その内容についてでございますが、大きく分けますと4つほどございます。

1つは、犬猫販売業者などの動物取扱業者に対する対面説明、それから現物の確認、それと、幼齢個体の販売の禁止などが規制の強化がされております。それと、動物の所有者、あるいは飼育者に対する責務事項でございますが、飼育者それから所有者につきましては、終生飼育それから繁殖の処置などの責務が追加されております。

それと、都道府県等でもそれ以外には、都道府県等での引取りの拒否事項の規定がございます。今までの動物取扱法では、飼育者、あるいは所有者から引取りを求められれば、引き取らなければならないということになっておりましたが、この中に拒否できる事項が入りました。

それと、県といたしましては、譲渡それから返還の努力義務の規定も含まれております。それと、動物愛護の虐待、遺棄の罰則強化なども加えられております。以上です。

庄野委員

ありがとうございます。この改正された動物愛護の法律で、猟犬が深夜遅くまでペットの販売所で販売されたり、いろんな規制が絡みます。また、やっぱり今まで保健所や県に、もう動物を飼えないから、引き取ってほしいといった場合に、きちんとその飼い主の方に終生飼育という、1度飼ったら最後まで面倒みるのが基本ですと、法律でそのように変わりましたよということ、言えるようになったことが、大きな部分だと思います。そういう意味では、これから犬猫がほとんどでありますけれども、県として動物愛護管理センターを基本にしながら、県民の方々にそういう周知をしていかななくてはいけないのですけれど、参考のためにお聞きします。年間の処分頭数は、かなり減ってきているとは、お聞きしているのですけれども、実際に過去、動物愛護管理センターができて、もう10年たちますので、ここ10年ぐらいの、動物の処分頭数、年間の処分頭数を教えていただきたいなと思います。

東城動物愛護管理センター所長

年間の処分頭数につきましては、平成24年度は犬で1,534頭、猫が1,627頭、合計3,161頭の犬猫を処分しております。平成15年度に動物愛護管理センターが設置された時には、1万243頭であった処分頭数が、10年間で約3分の1まで削減することができました。以上でございます。

庄野委員

私は動物愛護管理センターができて、県下の学校等々に行って、飼い方や、きちんと愛情を持って育てていくための啓発をされてきた成果だと思います。かなり処分頭数が減ってきておるということで、私は評価をしたいと思うのですけれども、今後、更に、そうい

う法律ができて、自治体がもっともっと、もし仮に引き取ってくれと言った場合に、今回は引き取れませんが、どうぞもう一遍考え直して飼ってくださいという地道な作業を続けていくこと。それと、そういうことを県民の方々に周知をして、ますます減らさなくてはいけないので。ペットは、我々のいわば伴侶動物でありますから、1回飼った限りは、きちんと自分で責任を持って、終生飼うということをやっつけていかないといけないと思います。

そして、現在、犬で1,200頭余り、猫で1,600頭、猫のほうが多いのですね。犬のほうは狂犬病の予防という観点から、捕獲とかがございまして、だんだんと減ってきております。猫は、若干、多いかなという気はするのですけれども、その対策も含めて、今後、県民の方々に、法律改正のポイントとか、動物愛護の思想をどのような形で周知をしていって、そして、処分頭数を限りなくゼロに近づけていく方策を、今一度、御見解をお伺いしたいと思います。

東城動物愛護管理センター所長

今、庄野委員から御質問がございました。この法律改正を受けまして、県では犬及び猫の引取りに関する取扱要領を定めまして、動物愛護管理センター及び各県民局に配置されております、動物愛護監視員による飼い主に対する指導の徹底をすることにしております。

それと、平成20年度に徳島県動物愛護管理推進計画というのを立てております。その時の処分頭数が6,000頭であったのを、10年で10分の1にするという計画であります。それに向けまして、徳島県動物愛護管理実務者会議を立ち上げまして、市町村にも御参加をいただき、更なる動物愛護及び適正管理の推進について協議をしてまいりたいと思います。

それとあと、広報についてでございますが、市町村、それから動物愛護団体、それからボランティアなどの共同によるイベントやパネル展の開催によりまして、県民の皆様により分かりやすい広報や、啓発活動に取り組むことによりまして、殺処分頭数を削減してまいりたいと考えております。

庄野委員

本当に良いですね、啓発の拠点が神山町にございますので、愛護の思想を継続的にこれからもより強力に県内各地に広めていただいで、そういう不幸な動物が1匹でも少なくなるように、更なる取組をお願いしておきたいと思っております。

それと次に、海岸の海岸防災林について、少しお聞きをしたいと思います。東日本大震災を受けて、今後における海岸防災林の再生についてということで、平成24年2月に東日本大震災にかかる海岸防災林に再生に関する検討会というものが開催されて、それで、いろんなことが提言されておるわけでありまして。県内において、言わば多重防衛といえますか、多重防御といえますか、コンクリートの堤防はもう必要不可欠なものだと思います。その陸側に、防災林を海岸防災林が県内でもたくさん設置がされておりますけれども、その防災林の整備をどのような形で進めていくのかということが、これが津波対策にも非常に大きな約割を果たすと私は考えております。その意味で、まず海岸防災林というものが県内でどんな状況になっているのか教えていただけますか。

金井南海地震防災課とくしまゼロ作戦推進室長

今、委員より海岸防災林の県内の現状ということなのですが、海岸防災林の目的といたしましては、まず、暴風でありますとか、避砂防止と言われます、砂を海から飛んでくるのを侵入を防止するもの、あるいは、潮害防備と言われまして、津波や高潮の被害を軽減する目的のもの、あと、海から飛んでくる塩分を含む風を弱め、塩害を防止するなどの効果を発揮するものとしまして、現在、海岸防災林を所管しております、農林水産部におきましては、本県の沿岸部で海岸防災林を保安林として、約107ヘクタール指定されている状況と聞いております。以上でございます。

庄野委員

107ヘクタールが整備されておるということでございますけれども、松食い虫被害のようなものもありますし、また、東日本大震災で松の防潮林が、根こそぎ津波によって折れたり、引き抜かれたりして被害が拡大したような所もあります。今後における海岸防災林の再生についてということで、もちろんクロマツとか、そういう松類も有効なのですが、所によっては、自然条件や地域のニーズに踏まえた多様な森づくり、生物多様性の保全も求められていることから、植栽地の状況を見極めつつ、広葉樹の植栽等についても考慮することが望ましいというようなことが、提言されているのですけれども、その広葉樹も含めた、防潮林の検討というか、そのようなことは今後、成される可能性がありますか。

金井南海地震防災課とくしまゼロ作戦推進室長

委員御指摘のとおり、海岸防災林というのは、景観面でも生物多様性でも環境面でも重要な役割を果たしております。御指摘のとおり、クロマツは多かったのですが、昭和50年代から松食い虫被害が拡大しまして、機能が低下していると聞いております。現在、農林水産部では治山事業によりまして、県内の海岸において植林などを進めておると聞いております。この樹種につきましては、聞いたところ、やはり、地元の方との意向によって、樹種を決めているようで松が多いといったことを聞いておりますが、そういった視点も踏まえて、農林水産部に広葉樹も植えられないかということをお伝えしたいと思います。以上でございます。

庄野委員

これは県土整備部になるのかもしれませんが、実は、宮城県の岩沼市という所で、これはモデル事業で、震災瓦礫と土を混ぜて丘を作って、その上に広葉樹を植樹して、地域の方々の避難所とか、もし、津波がきた時の減災のために、整備した所を見に行くと、それも非常に良いなと思ったのが1つ。あと、最近、岩沼市の、仙台湾の南部海岸という所で、これは国土交通省の事業なのですが、復旧工事を終えた延長約5キロの海岸防潮堤のうち、約100メートルの部分に、これは森の防潮堤を作るということで、国土交通大臣も出席をして、カシやシイとかタブとかの苗を、そのコンクリートの堤防の陸側に

植樹しています。それで、森の防潮堤をこれからずっと延ばしていくのだろうなと思えますけれども、今度見てこようと思うのですが、そういうコンクリートで守るという考え方も重要でありますけれども、その陸側に可能な所にはそういう松も、もちろんいいのですけれども、そういう、その地に適した常緑広葉樹、シイ、タブ、カシ類とか様々な樹種を植えて守っていく、将来に備えるということも私は防災上は非常に重要な視点であると思えます。また、例えばそういう堤の内側に、市とか、民間の企業さんとか、そのようなところから、ここは植えられるのではないかという、問いかけみたいなものがあれば、県の防災担当、津波の防災担当の方も、そのような将来的に木で守っていくといったような発想も、ぜひ捉えていただきたいなと思えますが、いかがでしょうか。

金井南海地震防災課とくしまゼロ作戦推進室長

委員より津波の堤内の所で海岸防波林をもっと整備してはというような意見でございます。東日本大震災の復旧地につきましては、委員御指摘のとおり、新しく作る防波堤の内側に海岸瓦礫等を処理して、その上に海岸防災林を整備するといった事業を進められていると聞いております。今後、県内でどう進めていくかにつきましては、やはり、用地の問題とかございまして、現在ある海岸林を守っていくということ、プラス、新たな海岸林を作っていくことにつきましては、堤内には農地とか、それから宅地とか、いろんな企業の用地とかもありますので、そういった合意形成が図られるような、長期的な視点に立ってそういうことも考えていくということも重要でありますので、引き続きそういった、海岸防災林の拡大につきまして、農林水産部と連携を図ってまいります。農林水産部では、この9月補正予算で海岸防災林現況調査事業460万円を提案しております。この中で現在の海岸防災林の機能強化に必要な基礎資料とするために、現況調査などをすることとしておりまして、調査を基に、次年度以降海岸防災林の箇所ごとの整備方針の策定を検討していくと聞いておりますので、引き続き私ども津波防災を担当する部局としましても、農林水産部と連携をはかってまいりたいと考えております。以上でございます。

庄野委員

ぜひ、そういう松類もそうでありましようけれども、常緑広葉樹、これは横浜国立大学の宮脇昭先生から随分以前より継承しております。そういう樹種は、深根性、直根性と言われまして、根が奥深くずっと伸びていって、周りの土とか石とかそういうものをぐっと締め込むということで、非常に外圧に強いと言われております。確かに、そういう樹種が植わっているところで、津波の威力を低減させて、その地域の広範囲地を守ったという事例も出されておるようございまして、今後、防災という見地から、そういうことも、ぜひ、頭の中においていただいて、多重防衛という視点で、頑張っていたらありがたいなと思えます。以上です。終わります。

達田委員

先ほどから、御意見も出ております津波の避難場所ということで、お尋ねをしたいので

すけれども、津波の避難場所といいましても、1次避難所それから、しばらく生活をしなければならぬ2次避難所とありますが、特に私は、1次避難所が、今、どれくらい整備されているのかということでお尋ねしたいと思います。

今年の4月に、国土交通省が都市局の街路交通施設課が、津波避難を想定した避難路、避難施設の配置及び避難誘導についての第3版を出しているのですが、これは、東日本大震災で実際に避難をした方、5,524人を対象に実態を調べられて、どうだったかということに基づき、どのような避難場所が望ましいとか、いろいろ検討されているのですけれども、避難をした場所、リアス部では、今さっきおっしゃったような海のすぐそばに、山が迫っているような狭い所に町があるような、そういう場所ですけれども、津波の危険がない屋外の高台に逃げましたという方が31パーセント、そして、平野部では、学校などに逃げたという方が29パーセント、一番多かったのですけれども、その田舎のほうのリアス部では高台に逃げましたという方が31パーセントだったということなのですよね。そういうところから見て、やっぱり高台に逃げるといのが、命が助かる一番の道だということで、その1次避難所の整備がどれだけ進んでいるかということが、命に関わるだろうと思うのですけれども、今の現状、そういう第1次避難所の整備状況が分かっていたら、教えていただきたいと思います。

金井南海地震防災課とくしまゼロ作戦推進室長

委員による1次避難所の現在の整備状況といった御質問でございますが、津波地域にある市町における1次避難場所につきましては、2次避難場所と利用するのを併せまして、現在、1,500か所ございます。なお、その市町村によっては、1次避難場所と2次避難場所を明確に定義して区分していなかったり、1次と2次が重複カウントしている所もございますので、申し訳ありませんが、1次避難所だけの正確な数字は把握できておりません。以上でございます。

達田委員

今、1,500か所とおっしゃたのかな。これが2次避難所と一緒にしている場所もありますよということですね。それで、2次避難所にもなっている所は、屋根もあれば、壁もあるということで、雨露がしのげる所なのですけれども、そうでない場所なのです。山を登って行って、そして広場がありますよと、そういう所がどれくらいあるかというのは、分かるのでしょうか。

金井南海地震防災課とくしまゼロ作戦推進室長

1次避難場所については、山の高台とか避難タワー、ビルの屋上、さらには、大人数が避難できる大規模な公園とかグラウンドとか、様々な形態がございまして、現在、津波浸水区域のある市町では、昨年、県が公表した津波浸水想定を基に、津波避難計画を見直しております。この中で、こうした様々な避難場所についても、地域の避難対象者数と合わせ、照らし合わせて見直している最中でございますので、その1次避難場所の箇所数を把握で

きてないという状況でございます。以上でございます。

達田委員

この1次避難所で学校とか公民館なんかも、浸水場所になってしまっていると。もう裏山しかないという所がありますよね。田舎に行きますと、小さな入り江の所に家が1軒か2軒しかないというような所もありますよね。そこもやっぱり、裏山に逃げないといけな
いのけれども、やっぱり割と山が切り立っているのですよね。なだらかな山じゃなくて、海
のすぐ後ろにある山というのは、大体険しいですね。それで、なだらかな所は神社とか
ありますけれども、大体裏山は厳しい、高齢者の方が、よじ登るなんていうことはできな
い。だから、避難路があるわけなのですけれども、そういう1軒か2軒しかないような所
でも、申請して避難路を作ってくださいと言えば、補助の対象になるのでしょうか。

金井南海地震防災課とくしまゼロ作戦推進室長

1次避難場所につきましては、現在、県では、地元市町村が行う地域の住民が行うマイ
避難路とか、さっきも言った避難ビルといった、地域の実情にあったきめ細かな避難場所
の整備に対し、今回、9月補正予算でも増額をお願いしております。とくしまゼロ作戦緊
急対策事業で積極的に支援しているといった状況でございます。以上でございます。

達田委員

そういう家が少ない所であっても、対象にはなるということですか。経費が掛かる場合
には、補助の対象になるということですか。

金井南海地震防災課とくしまゼロ作戦推進室長

これは、市あるいは町の事業としてマイ避難路を整備するといったことであれば、支援
して助成対象としております。それから、場所によれば、地域の方の自主防災組織等に材
料支給という形でやっている所もございます。以上でございます。

達田委員

死者ゼロを目指すためには、やっぱり1軒や2軒の所でも、きちんと助かるという対策
を打たなければならないと思うのですが、大抵もう高齢化されておきまして、自分で避難
路を作るなんていうことは、とてもでないけれど、なかなか体力もございませんので、誰
かの力を借りなければできないという所が多いのですよね。ですから、そういうきめ細か
なところまで対策ができるように、ぜひ、市町村と協力して、立てていただけたらと思
います。

そして、そうすると、たくさんの避難路、避難場所があるのですけれども、この避難路
というのは、できたばかりの非常に立派な所なのです。手すりもちゃんと付いてますし。
これは、主に子供達が逃げて行くのを想定して作られているのです。上に行きますと、広
場もありまして、しばらく滞在できるのです。ところが、この前からもずっと議論をされ

ておりますけれども、一旦避難したら8時間くらいは、危ないということで家に帰らないでくださいと。しかし、東日本大震災の教訓から、上に行ったけれども、危ない、寒い。なんか上着でも持ってこないとなんて言って、取りに帰って、津波にのまれたという方が何人かいらっしゃいました。少ない人数じゃないですよ。ですから、そういうことがないようにしなければいけないと思ったのです。せつかくこういう避難路を整備しても、果たして8時間、ここで留まれるだろうかというのがございます。ですから、そういう対策を、寒さでやられたとか、そんなことでは困りますので、そういう対策についてもきちんと対応ができるようにしなければいけないかと思うのだけれども、それはいかがでしょうか。

金井南海地震防災課とくしまゼロ作戦推進室長

ただ今、委員より、1次避難所における長時間退避、避難できる対策といった御質問でありますが、避難者が長時間留まれるようにするためには、1次避難所の環境改善の視点が大変重要であると思っております。それで、そうしたことから、私ども県といたしましても、1次避難場所については、山の高台など、ほかにもいろいろとございますけれども、地域ごとの避難場所の実態に合わせて、例えば、市町村が備蓄倉庫を高台に設けたり、あるいは、1次避難場所に必要な敷材、防災用品等を整備する場合、とくしまゼロ作戦緊急対策事業の避難所機能強化といったメニューによりまして、きめ細かな支援を実施しているところでございます。

今後とも、1次避難場所を整備します市町村と十分に調整を図りまして、必要な支援を実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

達田委員

避難して行ったのだけれども、暑さ寒さで耐えきれなかったということがないように、対策を立てていただきたいと思えます。

それと、もう一つは、各家庭、各個人が、防災グッズをちゃんと用意して、そして、避難する時にパッと持って行くという、それができたら一番良いわけなのですけれども、東北大震災の場合は、発災時に自宅の近所にいましたという方が62パーセント、避難した方です。避難した方で、自宅や近所にいた方が、62パーセントいましたということなのですが、残りの方は職場ですとか、いろいろ散らばっていたわけなのです。そうなりますと、防災グッズを持って逃げるといことは、とても無理なことです。ですから、やっぱりそういう物もきちんと備えておく場所が必要だと思えるのです。ですから、水を備えておきましょう、いろんな物を備えておきましょうと、呼び掛けはされていますけれども、必ずそれを持って出られるということではありませんので、1次避難所に、いかにそういう物を備えるかということが、課題になってくると思えます。

それで、ぜひ県にお願いしたいのは、何か所ぐらいそういう所が必要なのか、そして、そういう備品、命をつなぐ物がどれくらい必要なのかということ、きちんと把握をしていただきたい。把握をしないと、対策も立てられないと思えますので、ぜひ一緒に把握を

していただけたらと思いますけれども、いかがでしょうか。

金井南海地震防災課とくしまゼロ作戦推進室長

1次避難所の実態について、把握をするべきではないかということですので、現在、津波の対象となる市町においては、津波避難計画によりまして、きっちりと1次避難所と2次避難所を位置づけてくると思いますので、私どももそういうのを把握しまして、必要な対策につきましては、市町の意見を十分聞いていきたいと、そして対応も考えていきたいと考えております。以上でございます。

達田委員

そういう大事な避難所について、市町村が責任を持ってするのはもちろんなのですが、それをきちんと把握をするということ、そして必要な情報を県としてきちんとお知らせをするというのは、非常に大事なことだと思います。それで、この避難された方の避難歩行距離が423メートルだった。しかし、道がないから曲がりくねっていて、実際、直線距離にすると平均282メートル。1.5倍は歩いたというわけなのですよね。ですから、真っ直ぐの避難路を山に向かって付けるということも非常に大事だと思います。そういうこともぜひ、市町村と一緒に考えていただいて、本当に命が助かる避難所を1つでも多く、たくさん作っていただけるようお願いして終わります。

長池副委員長

すぐ終わります。今、1次、2次という言葉があったのですが、言い方によると避難所とか避難場所とか、よく似ているような、同じ意味なのか、違う意味なのかという、また災害によっても種類が違うのかなど。例えば、ここに林野火災対策というものがあるので、山火事になったら上に行かないで下に行ったほうが良いですし、今は特に津波のことで議論が多いですが、そういった地域の防災対策において、避難場所とか避難所とか、また1次とか2次とか、県というか国というか、どのように使い分けているのかを明確に知っておいたほうが良いのかなと思って、そういうのがあるのかどうか、まず、お聞きしたいのですが。

竹岡南海地震防災課長

1次とか2次とか避難場所の個々の対応や目的別の違いとか、そういったものの統一といますか、整理でございます。今般、災害対策基本法の2次改正がございまして、この避難場所については、指定緊急避難所と指定避難所という形で大きく分類するような改正が成されたということです。この指定緊急避難所というのは、いわゆるこれまでの1次避難所といわれる所でございます。一定期間滞在する避難所と区別いたしまして、安全性と一定の基準を満たす施設を指定するということになっております。それから、指定避難所というのは、これまでいた2次避難所と同じような内容になるかと思っておりますけれども、生活環境を確保するための一定の基準を満たす施設というような形で、ちょっと分類を分けて

いるのが法でなされているものであります。中身につきましては、今後、法令に従って基本計画、政令とか、基準とか、そういったものが示されることになろうかと思えます。以上でございます。

長池副委員長

なんか、私が疲れているせいか、あまり話が入ってこなかったもので、ちょっと1度整理して、またあとで教えてほしいのです。と言うのも、これについては、多分、県民の方も同じような感覚じゃないかなと思います。実は、昔から、うちの近所の公民館は避難所ということになっておりまして、火事があったりしたら、みんなそこで集まって炊き出しをしたりとか、そんな感じの使われ方をしておりまして、その避難所と津波というのは、全くあり得ないような状況でして、そのレベルで多分、市民県民は、困惑しているところが多いのですね。ですので、そういったものを先ほどの想定というものも、早急にとということもあるのですが、その中でやはり、知らしめて理解してもらって行動に移ることを根拠となるような、しっかり告知といいますか、染み込ませるといふか、そういう努力が今後、必要なんじゃないかなと思います。「改定まで2次改定がありました」なんて言っても、その時点でよく分からないようになってくるのですが。ぜひ私の趣旨は、御理解いただいたと思いますので、もう答弁は求めませんが、またあとで教えていただけたらと思います。

川端委員

私はインフルエンザ対策の資料いただきましたので、この件について、質問するのですが、今、長池副委員長から、1次避難所と2次避難所、2つの件についてありましたね。本当にこれ、一般の方には分かりにくいですね。私が理解してるのは、1次避難所はまず、とりあえずそこへ逃げて、そして、その後、正式な避難所に移るといふような、いわゆる仮の避難所が1次避難所と理解してるのですね。ですから、そのことを十分に県民に知らせておくということは非常に大事なことで、それとそういった避難所の耐震化、どうも指定されている所をみると、必ずしも耐震化が成されてないのではないかなと思うのですが。1次は別として、2次避難所の耐震化率というのは、どんな状況になっているのですか。

金井南海地震防災課とくしまゼロ作戦推進室長

避難所の耐震化率が、現在、どうなっているかといったことですが、現在のところ、学校に絡む避難所を提供させていただきますと、耐震化率は約82パーセントといったところでございます。

川端委員

たいがい学校の体育館あたりがその2次避難所になりますね。しかし、82パーセント耐震化率ができている。思ったより高いなと思っておりますが、これも100パーセントになる

ように、今後も御努力いただきたいと思いますので、要望しておきます。

今日はインフルエンザの資料をいただきましたので、何点か基本的な部分だけ確認しておきたいと思いますが、やはり、このインフルエンザ対策というのは、危機管理部の部門だけでは不十分だろうと。やはり、主になるのは、保健福祉部、健康増進課感染対策、そういったところだと思います。そこで、今日の資料は、保健福祉部でもやるような状況で、この委員会で配られるのですか。

楠本危機管理政策課長

特に医療に関しまして重要な課題でございますし、この計画を見ていただきましたら、保健福祉部、それから病院局との役割が非常に多くございます。そこで今回、この素案を当委員会でお配りするということは、保健福祉部に話はしてありますが、保健福祉部から委員会へ出すかどうかというのは、ちょっと私のほうでは確認できてないところでございます。今日お配りするということは、一応伝えてあります。

川端委員

そういった具合に、やはり2つの重要な部がどのように連携をとっていくかということが非常に重要でないかと思えますね。当然、これは県でも、いろんな議論をしていかなければならないと思えますけれども、そのようなことですから、向こうに任せてあるというようなことですので、ぜひ、その辺りは、連携をいかにとっていくかということを検討していただきたいと思えます。それとこれは、発生段階が区分されてますね。発生段階ごとに未発生期であるとか、海外発生早期、県内未発生、県内感染早期、県内感染期と何ページもあります。今回の対策は新型インフルエンザですから。新型インフルエンザというのは、鳥インフルエンザが新型インフルエンザと思っている方が多いようですけれども、鳥インフルエンザが人にうつって、それで、その人から人にうつった時点で新型なのですね。そこで、今の国内外の状況は、どんな状況にあるのですか。

楠本危機管理政策課長

今回、徳島県行動計画を策定するに至りましたのも、中国でH7N9というのが、春先に流行しました。それで、国におきまして、インフルエンザの特別措置法を1か月繰り上げて施行するというので、まずは、そういった鳥インフルエンザについて。ただ、中国におきましては132名、台湾で1名発症しました。そして、死者が37名。これが5月現在で、その時に、「人、人」かどうかということが非常に着目されたのですが、H7N9に関しましては、「人、人」は、まだみられないと、濃厚接触者であるということで、一応、その分は、今のところは平穏化してます。

ただし、中東ではコロナウイルスという非常に死亡率の高い、前のサーズみたいなものも流行ったりしていますので、これは、やはり早急に新型のインフルエンザ対策を。

それから、また新たな感染症ということで、法律が施行されまして、現在のところまだ怖いのが、こういったインフルエンザが変異して、大流行になるということで、県といた

しましても、早急に、こういった計画を作って、これは市町村にも策定を義務付けられておりますので。今のところ把握している状況は、そういったことでございます。

川端委員

ということは、この資料に照らし合わせると、まだ一番上の未発生域ということでよろしいのですね。しかし、この未発生期であれば、未発生期の対策というのをいろいろ書いてありますけれど、抗インフルエンザウイルスの薬、タミフルなんていうのが有名になりました。タミフルとかリレンザとか聞くのですが。平成21年でしたか。メキシコ発のそれこそ新型インフルエンザが発生して、備蓄をしたのです。ですから、平成21年からもう4年約経過したという状況ですが、あの薬の対応年数というのがありますね。新たな備蓄計画というのが、必要なのではないかと思います。分かる範囲で、この薬の対応がいつまで、そして、いつまでにどのように次の備蓄計画を立てられる予定ですか。

楠本危機管理政策課長

今、御質問にありました、タミフル、リレンザというのは、抗インフルエンザウイルス薬でございますが、前回の流行時に御承認いただきまして、タミフル、リレンザを備蓄いたしました。内訳としましては、国から県民の20パーセントに当たる分の備蓄ということになっております。

なお、国の備蓄と都道府県の備蓄とを合わせまして、全体の45パーセントで、これが、それぞれの都道府県に何パーセントというのが決められておりまして、国と併せた全体量が45パーセント、国と併せてそれを超えていると思いますが、その際、国から20パーセント備蓄ということで、タミフルを14万7,600人分、それと、リレンザを8,200人分ということで、15万5,800人分の備蓄を完了しております。そもそもタミフルが最初5年ということで、切れるということであったのが、2年延長で7年ということで、終わっていたのですが、的確な保存をすれば10年ということで、現在、タミフルに関しましては、10年に延長されておりますので、現在の分であれば、有効期限が延長されまして、平成28年の8月、平成28年までは延長されましたので、この分の15万5,800人分というのは、現在も有効であると。ただし、平成25年3月11日に国から追加ということで、約21パーセントということで、16万4,600人分に、徳島県は増やすということで、今年度中に残りの8,800人分を今年度内に備蓄しまして、求められている国から示された16万4,600人分の備蓄を平成25年度中に完了するというので、保健福祉部から聞いております。予定量等全体は、今確保はできている状態でありまして、即座に期限がくるという分ではないように聞いております。

川端委員

10年まで使用期限が伸びたということで、まだしばらく大丈夫だということですね。ただこの度は8,800人分を新たに追加しなさいというような指示があったということですね。私はいつも思うのですけれど、こういう薬、使用期限いっぱいまで、備蓄をするというの

がいいのか、そうではなくて、できるだけ新しく買い替えていく。買い替える分は、期限がいよいよ迫ってからでは具合が悪いのですが、それを市場に放出し、まだ使えるのですから、使ってもらって、その分だけ次々に継ぎ足して補充していくと。これが非常に理想的で無駄にならない備蓄の方法だと思いますが、どうも国、またメーカーのほうでそういうことがまかりならないと、市場に流すなというような方針のようですね。しかし、これは、大きな無駄であるし、やっぱりある程度このことについては、国へもまた新たな無駄のないプランを提案してもいいのではないかと思いますね。いよいよ期限がきたら、これらは皆、破棄するのですよ。これはすごい数になるし、環境問題にもかなり負担をかけるのではないかと思いますけれども、これらを廃棄する時の今後の予定については、どのようなになっていますか。

楠本危機管理政策課長

その廃棄等について、県が製薬会社の購入契約という点、詳しくは保健福祉部になりますが、私どもで把握しておりますのは、委員がおっしゃったとおり、政府が策定した行動計画に基づく、行政用の備蓄であるため、市場ルーツが枯渇といいますか、そういった場合でなければ、譲渡してはならないということになりますので、従来、そういった備蓄を考えていけば、流通備蓄とローリングすれば、効率がいいのですが、これは必ず持っておくと国のほうではなっておりますので、一斉に一定の時期に大量にすれば、次は廃棄の問題が出てくるように聞いております。これも、聞いておりますのは、製薬会社の示した処理方法ですということと処理費用については膨大な費用とは聞いておりません。具体的にどれぐらいというのは、まだ私どもは把握しておりません。

川端委員

新たに購入する費用を相当な額になるのですけれども、おそらく廃棄の時も、それぞれ別途メーカーに戻して廃棄してもらおうとなると、これは想像ですけれども、また莫大な金がかかるのではないかと、そのように思いました。備蓄というのは、非常に重要なことなのだけれども、もっと効率の良い、無駄にならない、そういう備蓄のあり方を機会を捉えて国へも要望等したらと思います。今後、危機管理部と保健福祉部が連携して、この計画を策定し、また、運用するようにお願いして終わります。

寺井委員長

他にございませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。お諮りいたします。

ただ今審査いたしました危機管理部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、危機管理部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第1号, 議案第2号, 議案第4号, 議案第5号

以上で危機管理部関係の審査を終わります。

これをもって、本日の県土整備委員会を閉会いたします。(14時54分)